島本町文化財調査報告書

第 36 集

広瀬地区・桜井地区遺跡範囲確認調査概要報告

令和2年3月

島本町教育委員会

序 文

本報告書は、町内の遺跡の広がりを把握することを目的に、国庫補助事業として、令和元年度に実施した広瀬地区の宅地造成工事、桜井地区の学校校舎増築工事に伴う遺跡範囲確認調査の成果をまとめたものです。

広瀬地区の調査は、広瀬遺跡の包蔵地内において実施したもので、この調査で遺構・遺物が確認されたことにより、のちに拡大調査を行うことになりました。また、包蔵地外であった桜井地区の調査では、遺物の包含層を確認することができ、調査地の一部が遺跡の包蔵地であることが新たに判明し、この地点を五反田遺跡として周知するに至りました。

このように、今年度の確認調査では、新たな遺跡の発見をはじめ、遺跡の包蔵状況を確認するという点で大きな成果を得ることができました。そして、このような成果を得られましたのも、工事事業者、土地所有者の方々、そして調査地近隣および関係諸機関の皆様のご理解とご協力をいただいたからこそ成し得たものです。改めてここに深く感謝しお礼を申し上げますとともに、本町の文化財保護行政に対し、今後とも、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月

島本町教育委員会 教育長 持 田 学

例 言

- 1. 本書は、令和元年度国庫補助金事業として、大阪府教育庁文化財保護課の指導のもと、島本町教育委員会が実施した、広瀬・桜井地区の遺跡範囲確認調査報告書である。
- 2. 調査は、島本町教育委員会事務局教育こども部生涯学習課職員木村友紀・賀納章雄を担当者とし、調査は平成31年4月17日に着手し、令和元年8月5日に終了し、島本町立歴史文化資料館整理室で引き続き整理調査及び報告書作成業務を実施し、令和2年3月31日に本書の刊行を以って完了した。
- 3. 調査及び整理作業にあたっては、下記の調査員及び調査補助員の参加を得た。(順不同) 【調査員】 坂根 瞬 原 由美子 【調査補助員】 布施 英子 眞子 悠乃
- 4. 本書の執筆は賀納 (第1章、第2章)・木村 (第3章) が行い、作成・編集は木村・坂根が行った。
- 5. 本調査に関わる資料の保管と活用及び本調査によって作成された資料などの管理は、島本 町教育委員会がこれにあたる。

凡例

- 1. 本書に用いた標高は、東京湾平均海水面(T.P. [Tokyo Peil])を基準とした数値である。 方位は、国土座標第N系における座標北である。
- 2. 土層断面図の土色は、小山正忠・竹原秀夫編『新版標準土色帖』第12版を使用した。
- 3. 遺構記号については、以下の通りである。

P: ピット SK: 土坑 SD: 溝

4. 本書で使用している北は、特に断りのない限りは「真北」を示す。

目 次

序文	
例言・凡例・目次	
挿図目次・付表・図版目次	
第1章 はじめに	
第1節 島本町の地理的概要	1
第2節 島本町の歴史的環境	2
第2章 令和元年度調査の概要	
1. 広瀬地区 (HS19-1 善法寺)	4
(1) 調査経過	4
(2) 調査成果	4
(3) まとめ	8
2. 桜井地区(SIT19-1)	10
(1) 調査経過	
(2) 調査成果	10
(3) まとめ	16
第3章 令和元年度埋蔵文化財発掘調査概要	17
挿図目次	
第1図 島本町内遺跡分布図(1/20,000)	
第2回 広瀬地区 (HS19-1 善法寺) 調査地位置図 (1/2,500)	5
第3回 広瀬地区 (HS19-1 善法寺) 調査区配置図 (1/250)	6
第 4 図 広瀬地区 (H S 19-1 善法寺) 土層断面図 (1/40)	7
第5図 広瀬地区 (HS19-1 善法寺) 遺構平面図 (1/40)	9
第6図 広瀬地区 (HS19-1 善法寺) 遺構断面図 (1/10)	9
第7図 広瀬地区 (HS19-1 善法寺) 遺物実測図 (1/4)	9
第8図 桜井地区 (SIT19-1)調査地位置図 (1/2,500)	11
第9図 桜井地区 (SIT19-1)調査区配置図 (1/200)	12
第10図 桜井地区 (SIT19-1) 土層断面図① (1/40)	
第11図 桜井地区 (SIT19-1) 土層断面図② (1/40)	15

付 表

付表1	本報告書掲載	遺跡							4
付表2	令和元年度	埋蔵文化則	オ発掘の届	出・対	通知の工事	目的内訳			17
付表3	令和元年度	土木工事言	十画届出書	の工具	事目的内訳				18
				図版	目次				
図版一	広瀬地区(H	IS19-1	善法寺)	(-)	調査地全景	₹·G1			
調査	E地全景 (西カ	ら)							
G 1	遺構面精査状	だ況(南東カ	15)						
G 1	近景(東から	,)							
G 1	全景(東から	,)							
G 1	南壁								
図版二	広瀬地区(H	IS19-1	善法寺)	$(\vec{\underline{}})$	$G 1 \sim 3$				
G 1	西壁								
G 2	近景(南東カ	ら)							
G 2	全景(北から	,)							
G 2	南壁								
G 3	近景(南から	,)							
G 3	全景(北から	,)							
図版三	広瀬地区(H	IS19-1	善法寺)	(Ξ)	G3 · 4、	P 2 · 3			
G 3	西壁								
G 4	近景(北から	,)							
G 4	全景(北から	,)							
G 4	南壁								
P 2	と(西から)								
Р3	(西から)								
図版四	広瀬地区(F	IS19-1	善法寺)	(四)	P3·5、	SD7,	G2,	調査地埋戻	見し完了
	状況								
Р3	3 · 5 、 S D 7	(南から)							
P 5	(西から)								

- G2南壁(東端断割り部)
- G2埋戻し状況(西から)

調査地埋戻し完了状況(西から)

図版五 桜井地区 (SIT19-1) (一) 調査地全景、G1・2

調査地全景(北から)

- G1機械掘削状況(西から)
- G1埋設管検出状況(南から)
- G 2 近景 (東から)
- G 2 全景 (南から)

図版六 桜井地区 (SIT19-1) (二) G3~5

- G3近景(西から)
- G3全景(南から)
- G3全景(西から)
- G 4 近景(南から)
- G 4 北壁
- G5近景(東から)

図版七 桜井地区 (SIT19-1) (三) G5~7

- G5全景(南から)
- G 5 北壁
- G5全景(西から)
- G6近景(南から)
- G6全景(南から)
- G 7 近景 (南から)

図版八 桜井地区 (SIT19-1) (四) G7・8、調査地埋戻し完了状況

- G7全景(南東から)
- G8近景(南から)
- G8西壁
- G8全景(南から)

調査地埋戻し完了状況(北から)



1. 山崎古墓 3. 鈴谷瓦窯跡 5. 水無瀬離宮跡 6. 桜井駅跡 (6) 〔史〕桜井駅跡(楠正成伝説地) 7. 伝待宵小侍従墓 8. 越谷遺跡 9. 源吾山遺跡 10. 水無瀬莊跡 11. 御所池瓦窯跡 12. 桜井遺跡 13. 桜井御所跡 14. 広瀬遺跡 15. 広瀬南遺跡 18. 山崎西遺跡 19. 神内古墳群 20. 山崎東遺跡 22. 御所ノ平遺跡 23. 青葉遺跡A地点 24. 広瀬溝田遺跡 25. 鈴谷遺跡 26. 西浦門前遺跡 27. 青葉遺跡B地点 28. 尾山遺跡 29. 五反田遺跡 1001. 西国街道

第1図 島本町内遺跡分布図(1/20,000)

第1章 はじめに

第1節 島本町の地理的概要

島本町は、大阪府の北東端部、京都府との境に位置し、その東側は北から京都府京都市、長岡京市、大山崎町、八幡市と、西側は大阪府高槻市と、南端は大阪府枚方市と隣接する。町域は、概ね南北約7km、東西約4kmの範囲に南北に細長く広がり、その面積は約16.81kmとなる。

その地形は、町の北側が山地・丘陵地、その南側は平野部となるが、山地・丘陵地が町域の約7割を占めている。島本町史によると、山地部北側にはポンポン山山地が連なり、その東南側に一段低い天王山山地がある。これらの山地は主に丹波層群によって構成され、砂岩、頁岩、チャート等の岩石からなる。そして、天王山山地の南側には狭い範囲ながら山崎・桜井丘陵とよばれる丘陵地がみられ、主に大阪層群によって構成されている。

また、平野部は、9~13m程度の標高で広がり、主に河川堆積物によって構成され、淀川低地とよばれる。本町南東の山崎狭隘部においては、京都盆地から流れ込む桂川、宇治川、木津川の三川が合流し、淀川となって大阪平野を西流するが、本町には、淀川のほか、山地・丘陵地を源とする水無瀬川、善峰川、滝谷川、鈴谷川、越谷川、八幡川、西谷川等の河川があり、水無瀬川を除いては、山地・丘陵部から短く平野部に流れ出るという小規模なものが多い。淀川低地は、主に淀川からの供給物によって構成されるが、水無瀬川等の他の河川からの堆積物によっても構成され、小河川付近には扇状地地形が広がる。また、水無瀬川沿いには、河岸段丘地形がみられる箇所もある。

現在、本町域では、平野部から丘陵部にかけて宅地や工業用地として開発が進んでいるが、いまだ山地部には開発が及ばない範囲が広く、森林樹が良好に保たれており、「大沢のすぎ」、「尺代のやまもも」、「若山神社のツブラジイ林」が大阪府により天然記念物として指定されている。

島本町は、古代の国郡制においては摂津国島上郡に属するが、東は山城国に接し、その地勢から交通の要衝となっていた。南に流れる淀川は水運の重要な交通路であり、特に長岡京・平安京遷都以降はその重要性を増していった。平安時代、山崎には津が整備され、また遡る奈良時代には架橋もされ⁽¹⁾、淀川を介した島本町付近の地域的重要性がわかる。また、水運ばかりでなく、淀川と丘陵部との間に挟まれた平野部上においては、京と西国とを結ぶ山陽道(西国街道)が通り、陸路においても重要な幹線路が貫いていた。現在も町域には、JR東海道線、東海道新幹線、阪急電鉄京都線、国道171号線等、重要な交通幹線が通っており、大坂と京を結ぶ中間地点としても、古来より島本町の地勢的位置づけは重要性の高いものであった。

第2節 島本町の歴史的環境

島本町における人々の活動の痕跡をたどると、最も古くは旧石器時代にまでさかのぼる。段 丘上に位置する山崎西遺跡では、国府型ナイフ形石器やサヌカイト剥片が数点採集されており、 後期旧石器時代におけるキャンプサイトなどの存在が想定される。

縄文時代になると、段丘上に位置する越谷遺跡において縄文時代中期の土器片が多数出土している。また、平野部に広がる広瀬遺跡では縄文時代晩期の竪穴式建物跡が確認されており、 集落が展開していた可能性が考えられる。

次に弥生時代では、桜井駅跡で弥生時代前期の遺物の出土がみられるが、弥生時代中期になると、青葉遺跡A地点・B地点において竪穴建物跡や溝が検出されており、桜井駅跡・広瀬溝田遺跡では耕作溝が見つかっている。これらは、いずれも平野部に位置する遺跡であり、この付近一帯においては、弥生時代中期に集落や耕作地が広がっていたものと考えられる。また、弥生時代後期になると、段丘上に位置する越谷遺跡や伝待宵小侍従墓において当該期の遺物の出土が確認されている。

古墳時代においては、これまでのところ集落に関わる明確な遺構は検出されていないが、広瀬遺跡や越谷遺跡などで古墳時代後期の遺物が出土している。越谷遺跡では、名神高速道路建設工事に伴い出土した遺物の中に、古墳の副葬品と考えられる須恵器杯・壺、刀等の遺物がある。また、源吾山遺跡と神内古墳群は平野部を南に望む丘陵上に位置し、一続きの古墳群であろうと推定されている。源吾山遺跡は、横穴式石室の一部と考えられる石材の散布と、名神高速道路建設工事に伴い出土した副葬品と考えられる須恵器から古墳の存在が想定されており、島本町と高槻市とをまたいで広がる神内古墳群については、高槻市側で横穴式石室が確認されており、ほかに墳丘のような形状の地形が認められている。

飛鳥~奈良時代になると、丘陵部で鈴谷瓦窯が操業された。これまでに2基の瓦窯跡が確認されており、出土瓦等の特徴から7世紀末から8世紀初頭にかけてのものと考えられている。また、鈴谷瓦窯跡の南西側にある御所ノ平遺跡では竪穴式建物跡が見つかっており、建物跡内から鈴谷瓦窯跡と同様の瓦や粘土塊が出土していることから、瓦製作の工房跡の可能性が考えられている。この他、奈良時代中期には、水無瀬川右岸において東寺領水無瀬荘が存在していたことが、正倉院に伝わる「摂津職嶋上郡水無瀬荘図」によって知られており、その付近一帯が水無瀬荘跡として周知されている。

ところで、前節で島本町は水運・陸路とも交通の要衝であったと述べたが、続日本紀和銅四 年正月丁未条には、平城京と西国とを結ぶ幹線道路上に駅伝制の駅が置かれたとあり、島本に は大原駅が設置されたと考えられている。大原駅は平安時代前期のうちには廃止されたようで あるが、長岡京・平安京遷都を経て平安時代になると、京と西国とを結ぶ交通の要衝としての 島本の地の重要性は増していった。広瀬遺跡においては、西国街道沿いでの発掘調査で小石敷きの路面をもつ中世の道路状遺構が検出されている。そこには平安時代の遺物も含まれ、その整備が古代にまで遡る可能性を示す資料と指摘されている。また、淀川河川敷にある広瀬南遺跡では、河道中より須恵器の大甕が発見されており、これは淀川の水運により運ばれてきたものではないかと考えられている。

さて、このような地勢にある島本町においては、平安時代から鎌倉時代にかけて、天皇や貴族が度々遊行に水無瀬の地へ訪れるようになった。桓武天皇や嵯峨天皇は遊猟を好み、文徳天皇の子である惟喬親王はこの地に御殿を築いたという。広瀬遺跡においては平安時代前期の建物群が検出されているが、これは惟喬親王の水無瀬離宮関連施設の可能性が考えられている。また、鎌倉時代には、後鳥羽上皇が正治元(1199)年に水無瀬離宮を造営している。この水無瀬離宮は建保4(1216)年の洪水で倒壊したが、翌年には丘陵上に再建されたという。広瀬遺跡では、後鳥羽上皇の水無瀬離宮に関連するものと考えられる建物跡や所用瓦が検出されており、また、丘陵上にある西浦門前遺跡では、庭園施設と考えられる遺構が検出されている。

その後、建武新政から室町時代へと時代が動くとき、楠木正成・正行父子が別れた場所として太平記に記述のある桜井宿が、現在桜井駅跡として国史跡に指定されている。父子別れの場面は太平記という軍記物語の一場面であり、事実であるかどうかは不明であるが、発掘調査でこれに関する資料は得られていない。また、桜井駅の前身として、近辺に大原駅があったと考えられているが、これまでのところ、これら駅に関連する資料についても確認されていない。ただし、桜井駅跡における発掘調査では、前述の弥生時代の遺構・遺物のほか、鎌倉時代、室町時代、江戸時代の遺構・遺物が検出されており、特に、室町時代から江戸時代にかけての井戸が複数まとまって見つかっている。

近世以降になると、発掘調査で得られた資料では、山崎東遺跡において地下貯蔵庫の痕跡であろうと考えられる石組み遺構が検出されている。

【第1章 註】

(1) 津及び架橋地点は、大山崎町内に比定されている。

【第1章 参考文献】

島本町町史編さん委員会 『島本町史』本文篇 島本町役場 昭和50年

島本町教育委員会 『島本町文化財調査報告書』第1集~第35集 島本町教育委員会 平成3年~平成31年

名神高速道路内遺跡調查会 『水無瀬荘跡遺跡発掘調査報告書』 名神高速道路内遺跡調查会 平成8年 名神高速道路内遺跡調査会 『越谷遺跡他発掘調査報告書』 名神高速道路内遺跡調査会 平成9年

第2章 令和元年度調査の概要

本調査事業は、平成13年度から国庫補助事業として島本町内で周知される埋蔵文化財包蔵地 範囲内及び包蔵地範囲外で遺構や遺物の有無などを確認するために行っているものである。

本書で報告を行うのは広瀬地区1件、桜井地区1件である。

地区名	遺跡名(次数)	遺跡所在地	調査期間
広瀬地区	広瀬遺跡 (HS19-1 善法寺)	広瀬三丁目365番	平成31年4月17日 ~4月19日
桜井地区	包蔵地外 (SIT19-1)	桜井二丁目92-1の一部、 152-1の一部、152-3	令和元年8月1日 ~8月5日

付表 1 本報告書掲載遺跡

1. 広瀬地区 (HS19-1 善法寺)

調査期間:平成31年4月17日(水)から平成31年4月19日(金)

調 查 地:大阪府三島郡島本町広瀬三丁目365番

調査面積:20.7m²

(1)調査経過

今回の発掘調査は、広瀬遺跡の包蔵地内において宅地造成工事が計画されたことにより事前に実施したものである。調査は、予定の宅地造成における道路敷設部分を対象に調査グリッドを 4 か所(G 1 \sim G 4)設定し、遺構・遺物の包含の有無の確認を目的に、重機を用いて実施した。

(2)調査成果

調査グリッドを掘削したところ、3か所のグリッドにおいて、ピット11基、溝1条を検出することができた。以下、各調査グリッドの状況についてまとめる。

【G(グリッド)1:約3.0m×2.5m】

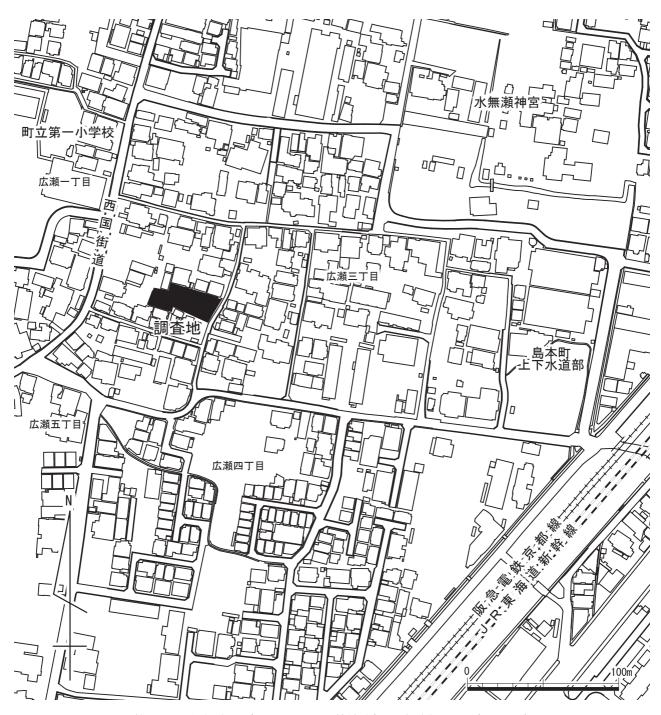
G1の基本層序は、現代盛土層 [第1層]、撹乱土層 [第2層]、にぶい黄橙色粘砂土層 (1~3 cm大礫混じる) [第3層]、にぶい黄色粘砂土層(やや砂質多い)[第4層]、にぶい黄色粘砂土層(砂土層 [第5層]、にぶい黄色粘砂土層(砂粒混じる)[第6層]、にぶい黄色粘土層 [第7層] の堆積が認められた。また、G1では深くまで近現代の撹乱を受けている範囲が大きかった。

これらの土層のうち、盛土層下の第2層には、土師器、黒色土器、須恵器等の破片が含まれ

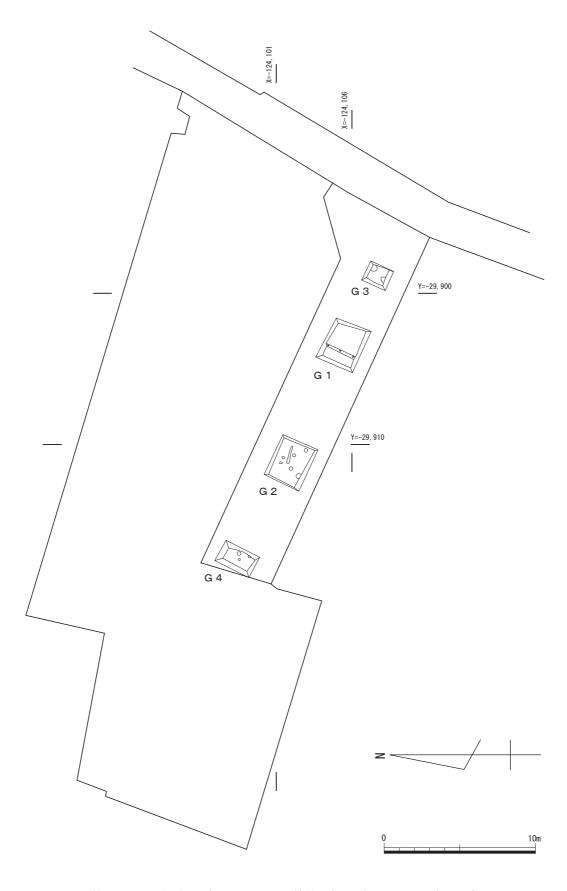
ていたが、層位的にみて近世以降に形成された堆積層であると考えられる。この他、第5層内において、時期は不明であるが、土器細片をごく少量検出した。遺構については確認することはできなかった。

【G 2 : 約2.9m×2.4m】

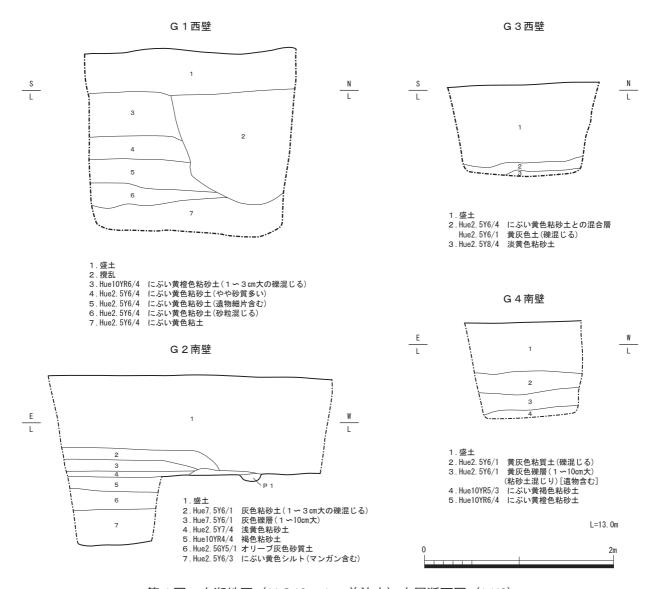
G2の基本層序は、現代盛土層[第1層]、灰色粘砂土層(1~3cm大礫混じる)[第2層]、



第2図 広瀬地区(HS19-1 善法寺)調査地位置図(1/2,500)



第3図 広瀬地区(HS19-1 善法寺)調査区配置図(1/250)



第4図 広瀬地区(HS19-1 善法寺)土層断面図(1/40)

灰色礫層 (1~10cm大) [第3層]、浅黄色粘砂土層 [第4層]、褐色粘砂土層 [第5層]、オリーブ灰色砂質土層 [第6層]、にぶい黄色シルト層(マンガン含む)[第7層] の堆積が認められた。

これら土層内からは遺物の出土はなかったが、第5層上面をベース面に、にぶい黄褐色砂粘土($1 \sim 3 \, \mathrm{cm}$ 大礫混じる)を埋土とするピットを6基、溝を1条検出することができた。ピットの多くは径20cm程度を測るものであったが、P1がやや大きく、35cmの径を測った。今回の調査は遺跡範囲の確認を目的とするものであり、この調査グリッドで遺構が検出され、後日拡大調査を行う必要が生じたことから、ここでは、グリッドを一部深掘りした範囲内の遺構(P2、P3、P5、SD7)とP1のみを掘削し、必要以上に遺構の掘削は行わなかった。掘削を行った遺構の深さについては、P1・P5が約10cmを測り、他は5cm程度の深さであった。遺物については、P1・P2・P3で中世のものと考えられる土師器皿の小片を検出したのみ

であった。

【G3:約1.7m×1.4m】

G3の基本層序は、現代盛土層 [第1層]、にぶい黄色粘砂土と黄灰色土(礫混じる)の混合層 [第2層]、淡黄色粘砂土層 [第3層] の堆積が認められた。

これら土層内から遺物の出土はなかったが、第3層上面をベース面に、にぶい黄褐色砂粘土 $(1 \sim 3 \text{ cm} + \text{cm})$ を埋土とするピットを2基検出することができた。ピットは2基とも 部分的な検出であったため、全形は不明であったが、検出部分で両ピットとも約40 cmの大きさ を測った。また、掘削は行わなかったが、精査中にP8で中世のものと考えられる瓦器片、土 師質羽釜片を検出した。

【G 4:約1.5m×2.5m】

G4の基本層序は、現代盛土層 [第1層]、黄灰色粘質土層(礫混じる)[第2層]、黄灰色 礫層(粘砂土混じる)[第3層]、にぶい黄褐色粘砂土層 [第4層]、にぶい黄橙色粘砂土層 [第5層] の堆積が認められた。

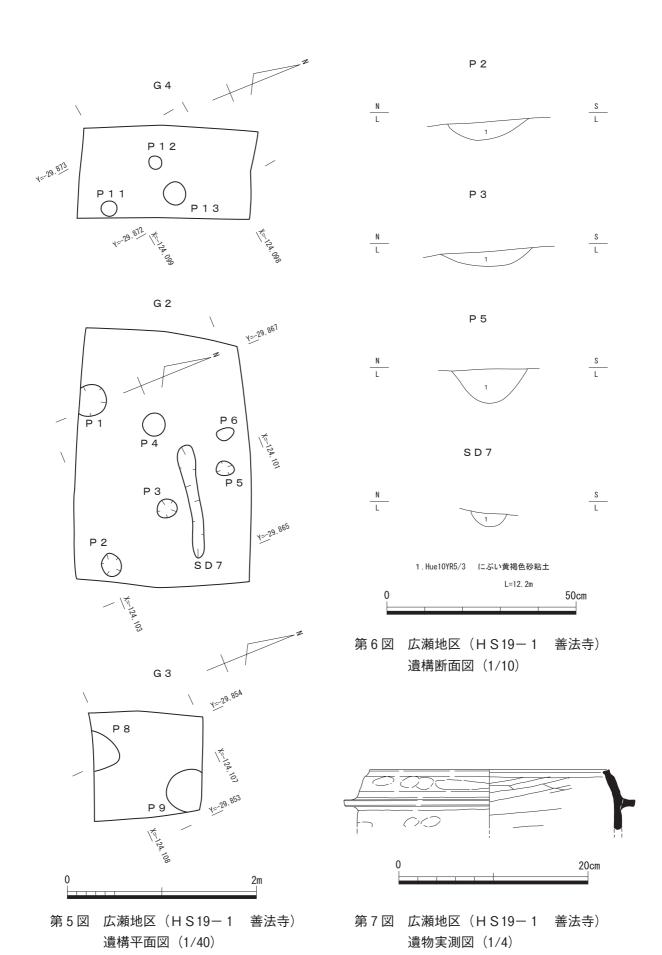
これら土層のうち、第3層内からは土師器片が出土した。第7図は第3層出土の土師質羽釜 片となる。また、出土層は不明であるが、掘削土からも土師器片が出土した。

遺構については、第4層をベース面に、褐灰色砂粘土($1 \sim 3 \, \text{cm}$ 大礫混じる)を埋土とするピットを 3 基検出することができた。ピットは径 $15 \sim 25 \, \text{cm}$ を測るものであったが、掘削は行わなかった。遺構上面精査時に、P12において瓦器片を検出することができた。

(3) まとめ

以上のように、今回の発掘調査では、中世の遺構・遺物の包含を確認することができた。検出した遺構のベース面については、設定したグリッドによってベース層の土色が若干異なっていたが、遺構面レベルは概ねT.P.12.1~12.2mとなり、遺構は同じ遺構面をベースとする一連のものであると判断できた。

出土遺物についてはそれほど多くなかったが、その内容は、平安時代の黒色土器片が1点あったものの、ほかは中世の所産と考えられるものであった。図化できたものは1点のみで、G 4第3層出土の第7図をみると13世紀頃のものと考えられる。遺物の出土量が少ないことから断定はできないが、P1・P2・P3・P8で中世のものと考えられる土師器片、P8・P12で瓦器片が出土していることから、遺構の時期は、概ね中世、鎌倉時代頃のものではないかと考えられる。ただし、黒色土器の出土もあることから、平安時代の遺構が存在する可能性もあ



- 9 -

る。

当調査地の北東約120mの地点には、水無瀬離宮跡が所在し、今回確認できた一部遺物の時期とも重なる。今回の調査は、範囲確認を目的とする小規模なものであったことから、離宮跡との関連性等を検証するには資料が少なく、これ以上の検証は難しいが、当地では今回の調査結果を受け、後日原因者負担による本発掘調査を実施した。当調査地における遺構・遺物の評価については、この本調査の報告書で改めて報告することにしたい。

2. 桜井地区 (SIT19-1)

調査期間:令和元年8月1日(木)~令和元年8月5日(月)

調 査 地:大阪府三島郡島本町桜井二丁目92-1の一部、152-1の一部、152-3

調査面積:約40.9m²

(1)調查経過

今回の確認調査は、島本町立第三小学校の増築工事の計画に伴い、遺構・遺物包含の有無の確認を目的に事前に実施したものである。調査については、校舎増築予定箇所を対象に調査グリッドを8か所(G1~G8)設定し、重機を用いて掘削を行い実施した。

(2)調査成果

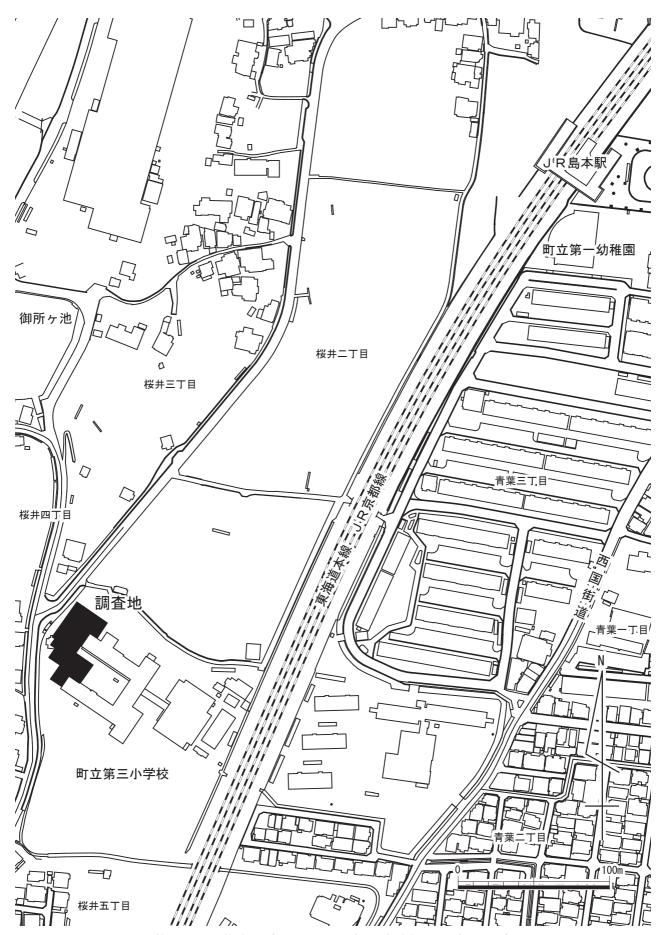
調査グリッドを掘削したところ、1か所のグリッドにおいて、遺物包含層を1層確認することができた。以下、各調査グリッドの状況についてまとめる。

【G1:約1m×2m】

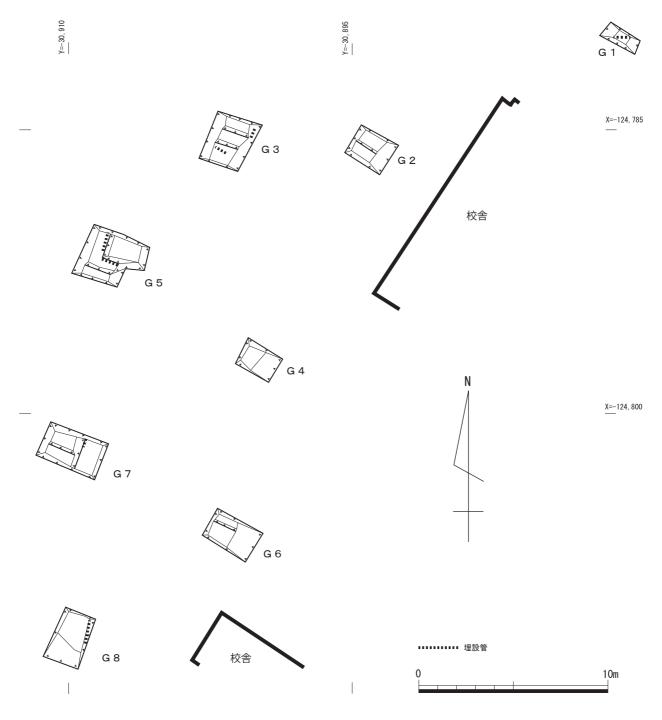
G1を掘削したところ、地表面から約0.8mの深さで埋設管が確認され、周囲の状況からそれ以上の掘削を行うことができなかった。そのため、掘削は現代盛土層内にとどまり、掘削の範囲内において遺構・遺物については確認することはできなかった。

【G 2:約1.7m×2.4m】

G2を掘削したところ、現代盛土層 [第1層]、明オリーブ灰色粘質土層 [第2層]、明緑灰色粘土層 (小礫混じる) [第3層]、浅黄色粘土層 (小礫多く混じる) [第4層]、浅黄色粘土層 (礫多く混じる) [第5層]、にぶい黄色砂礫層 (小礫) [第6層] の堆積が認められたが、遺構・遺物については確認することはできなかった。



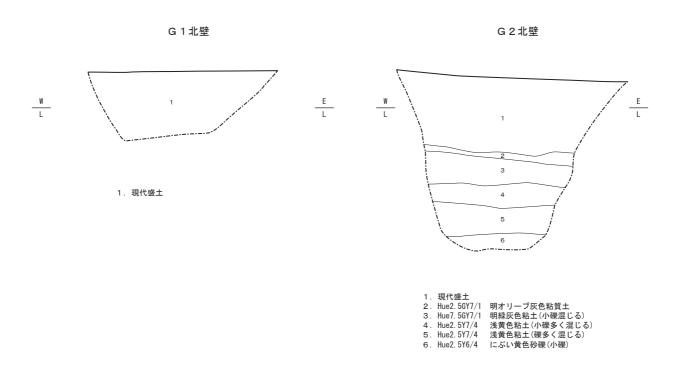
第8回 桜井地区(SIT19-1)調査地位置図(1/2,500)

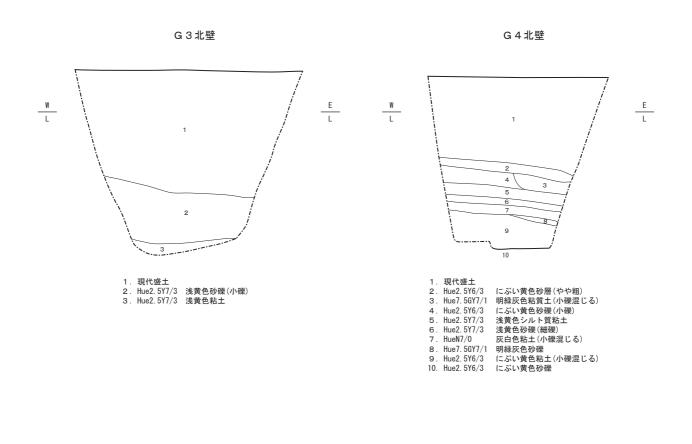


第9図 桜井地区(SIT19-1)調査区配置図(1/200)

【G3:約2.3m×2.8m】

G3を掘削したところ、地表面から約0.7mと約0.9mの深さで2本の埋設管が確認され、それを避けて掘削を行った。その結果、現代盛土層 [第1層]、浅黄色砂礫層(小礫)[第2層]、淡黄色粘土層 [第3層] の堆積が認められたが、遺構・遺物については確認することはできなかった。





第10図 桜井地区 (SIT19-1) 土層断面図① (1/40)

L=11.5m

2m

【G 4:約1.5m×2m】

G4を掘削したところ、現代盛土層[第1層]、にぶい黄色砂層(やや粗)[第2層]、明緑灰色粘質土層(小礫混じる)[第3層]、にぶい黄色砂礫層(小礫)[第4層]、浅黄色シルト質粘土層[第5層]、浅黄色砂礫層(細礫)[第6層]、灰白色粘土層(小礫混じる)[第7層]、明緑灰色砂礫層[第8層]、にぶい黄色粘土層(小礫混じる)[第9層]、にぶい黄色砂礫層[第10層]の堆積が認められたが、遺構・遺物については確認することはできなかった。

【G5:約2.9m×3.2m一部変形】

G5を掘削したところ、地表面から約0.9mの深さで2本の埋設管が確認され、それを避けて掘削を行った。その結果、現代盛土層 [第1層] 下で、にぶい黄色粘土と小礫の混合層 [第2層] の堆積が認められたが、遺構・遺物については確認することはできなかった。

【G 6:約1.8m×2.8m】

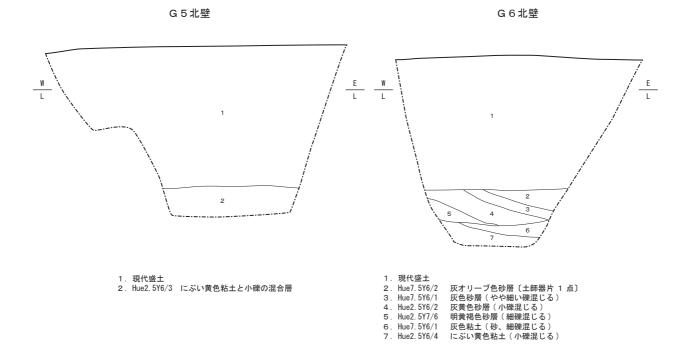
G6を掘削したところ、現代盛土層 [第1層]、灰オリーブ色砂層 [第2層]、灰色砂層(やや細い礫混じる)[第3層]、灰黄色砂層(小礫混じる)[第4層]、明黄褐色砂層(細礫混じる)[第5層]、灰色粘土層(砂、細礫混じる)[第6層]、にぶい黄色粘土層(小礫混じる)[第7層] の堆積が認められた。第2層から第6層については、西側から東側にかけて落ち込むような様相をみせて堆積し、さらに第2層から第5層は砂層であることから、おそらくこれらは河川起源による堆積物であろうと考えられる。また、第2層内から土師器片が1点検出されたが、摩滅した小片であったことから、他所からの流れ込みによるものと考えられる。そして、この土師器片の他には、明確な遺構・遺物について確認することはできなかった。

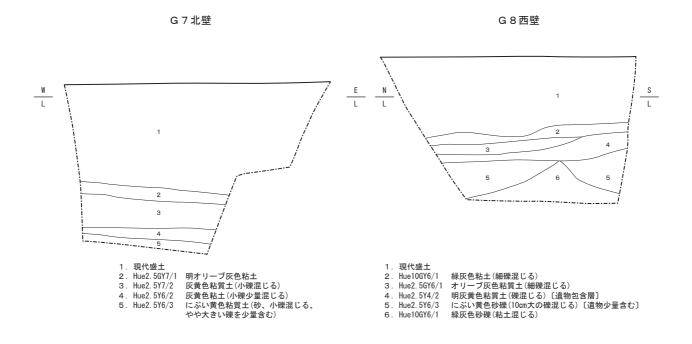
【G7:約2m×3.5m】

G7を掘削したところ、地表面から約1mの深さで埋設管が確認され、それを避けて掘削を行った。その結果、現代盛土層 [第1層]、明オリーブ灰色粘土層 [第2層]、灰黄色粘質土層 (小礫混じる) [第3層]、灰黄色粘土層 (小礫少量混じる) [第4層]、にぶい黄色粘質土層 (砂、小礫混じる、やや大きい礫を含む) [第5層] の堆積が認められた。盛土層内からは須恵器片1点が出土したが、他に遺構・遺物を確認することはできなかった。

【G8:約1.9m×2.8m】

G8を掘削したところ、地表面から約1.1mの深さで埋設管が確認され、それを避けて掘削を行った。その結果、現代盛土層 [第1層]、緑灰色粘土層(細礫混じる)[第2層]、オリー





※ここでは、細礫:1 cm以下、小礫:2 cm以下、礫;2 \sim 5 cmとする



第11図 桜井地区 (SIT19-1) 土層断面図② (1/40)

ブ灰色粘質土(細礫混じる)層[第3層]、明灰黄色粘質土層(礫混じる)[第4層]、にぶい黄色砂礫層(10cm大の礫も混じる)[第5層]、緑灰色砂礫層(粘土混じる)[第6層]の堆積が認められた。これら土層のうち、第4層内において平安時代のものと考えられる土師器・須恵器・黒色土器等の遺物の包含を確認することができた。また、第4層下の第5層内においても土師器の細片をごく少量検出することができた。また、第5層については、第6層をベース層として南側と北側へとそれぞれ落ち込むような形で堆積し、流路の堆積物である可能性が考えられる。

(3) まとめ

以上のように、今回の確認調査では、1か所の調査グリッド(G8)において平安時代の遺物包含層を確認するとともに、流路の痕跡とも考えられる落ち込み状の土層の堆積を確認することができた。調査地内においては、既存埋設管等により撹乱を受けている部分も多く、調査地全体に遺物が包含している状況ではなかったが、今回の調査によって、当調査地の一部については埋蔵文化財包蔵地であることが新たに判明した。

第3章 令和元年度埋蔵文化財発掘調査概要

この章では、島本町内で令和元年度に実施した埋蔵文化財調査についての概要を報告する。 令和元年度の文化財保護法第93条第1項・第94条第1項に基づく「埋蔵文化財発掘の届出・ 通知」(以下届出・通知と表記する)件数は、令和2年1月31日の時点で80件をかぞえ、これ らに対する指導事項の内訳は、発掘調査1件、試掘調査2件、立会調査46件、慎重工事31件で ある。

届出・通知のあった遺跡は、包蔵地としての範囲が広く、住宅が密集する広瀬遺跡が41件と 最も多く、次いで桜井遺跡が20件、水無瀬荘跡が8件と続く。令和元年度の届出・通知件数は、 平成30年度の74件と比較するとほぼ同数であり、近年は70件前後で推移している。工事の目的 別に見ると、付表2のとおり、個人住宅が32件、分譲住宅が26件であり、合計58件と届出・通 知の大半を占めている。例年は個人住宅の件数が、分譲住宅の件数を大きく上回っていたが、 令和元年度は大きな件数差は見られない。平成30年度以前に実施された宅地造成工事の敷地に、 分譲住宅として建設が進められたことが要因であると考えられる。また、ガス・電気・水道の 合計が12件であり、個人住宅・分譲住宅の件数と合わせると、届出・通知件数80件中70件が比 較的小規模な開発に伴うものである。これらの小規模な開発については、周辺の調査状況を鑑 みながら立会調査で対応し、宅地造成等の大規模開発に対しては試掘調査で対応している。宅 地造成は3件であり、その内、範囲内に町に移管予定の道路が計画されていた2件については 試掘調査で対応することとしたが、令和元年度末に近い時期の調査であったため、令和2年度 に報告することとする。平成30年度末に提出された広瀬地区の宅地造成1件の試掘調査(HS 19-1 善法寺)については、本書で報告したが、試掘調査の結果、遺構・遺物の存在が確認 できたため、道路部分全面の発掘調査へと移行することとなった。その調査内容については別 の機会にて報告することとする。

また、島本町では、平成20年7月1日より文化財保護条例を施行し、条例の第18条第4項において「埋蔵文化財の包蔵地が周知されている土地以外の土地において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で掘削しようとするときは、その内容について教育委員会と協議する」

道路	1件	鉄道	0件	空港	0件	河川	1件	港湾	0件
ダム	0件	学校	0件	宅地造成	3件	個人住宅	32件	分譲住宅	26件
共同住宅	0件	兼用住宅	1件	その他住宅	0件	工場	0件	店舗	0件
その他建物	2件	土地区画整理	1件	公園造成	0件	ゴルフ場	0 件	観光開発	0件
ガス	3件	電気	8件	水道	1件	下水道	0件	電話通信	0件
農業基盤	0件	農業関係	0件	土砂採取	0件	その他開発	1件		

付表 2 令和元年度 埋蔵文化財発掘の届出・通知の工事目的内訳

ことを定めた。この条例に従い、周知の埋蔵文化財包蔵地外においても届出(「土木工事計画届出書」)の提出をお願いし、協議すると共に指導を行った。その指導事項の内訳は、付表3のとおり、全49件のうち、試掘調査3件、立会調査11件、慎重工事35件である。令和元年度の届出件数は、平成30年度の140件と比較して大きく減少しており、平成29年度の91件と比較しても大きく減少している。平成28年度から始まった大規模な宅地造成工事が終了し、多くの分譲住宅の建設工事が平成29・30年度に始まることとなった。しかし、その住宅建設の波も、令和元年度には落ち着くこととなり、件数減少の要因になったと考えられる。平成30年度は全体の半数以上が分譲住宅であったのに対し、令和元年度は付表3のとおり、個人住宅19件、分譲住宅8件と分譲住宅の割合が大きく減少していることがうかがえる。住宅建設の波が一旦は収まったものの、埋蔵文化財包蔵地外にはまだ多くの田畑や山林が残っており、その地に大規模な宅地造成が行われると、届出件数が大幅に増加することとなる。そのような事態に対応できるよう、今後も埋蔵文化財包蔵地外も試掘調査を実施し、埋蔵文化財包蔵地の正確な範囲を把握できるように努めていきたい。

桜井地区の学校校舎増築工事に伴い実施した試掘調査の結果、平安時代の遺物を含む包含層を確認し、新たな埋蔵文化財包蔵地「五反田遺跡」として「大阪府文化財情報管理システム」に登録されることとなった。

道路	1件	鉄道	0件	空港	0件	河川	0 件	港湾	0件
ダム	0件	学校	1件	宅地造成	1件	個人住宅	19件	分譲住宅	8件
共同住宅	1件	兼用住宅	0件	その他住宅	0件	工場	1 件	店舗	0 件
その他建物	2件	土地区画整理	1件	公園造成	0件	ゴルフ場	0件	観光開発	0件
ガス	2件	電気	8件	水道	3件	下水道	0件	電話通信	0件
農業基盤	0件	農業関係	0件	土砂採取	0件	その他開発	1件		

付表 3 令和元年度 土木工事計画届出書の工事目的内訳

報告書抄録

ふりがな	しまもとちょうぶんかざいちょうさほうこくしょ
書 名	島本町文化財調査報告書
副 書 名	広瀬地区・桜井地区遺跡範囲確認調査概要報告
巻 次	
シリーズ名	島本町文化財調査報告書
シリーズ番号	第36集
編著者名	木村 友紀、賀納 章雄、坂根 瞬
編集機関	島本町教育委員会事務局 教育こども部 生涯学習課
所 在 地	〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 TeL.075-961-5151
発行年月日	令和 2 年 3 月31日

ふりがな	ふりがな	コー	ード	ド北緯		粗木 期 明	調査面積	細木匠田
所収遺跡	所在地	市町村	遺跡番号	11亿水平	東経	調査期間	(m²)	調査原因
遺跡範囲								
^{ひろせいせき} 広瀬遺跡 (H S 19 – 1 善法寺)	しまもとちょうひろせ 島本町広瀬三丁目365	27301	14	34° 88′ 41″	135° 67′ 04″	2019.4.17 ~ 2019.4.19	20.7	宅地造成工事に 伴う範囲確認調 査
ほうぞうちがい 包蔵地外 (SIT19-1)	しまもとちょうさくらい 島本町桜井二丁目92-1 の一部、152-1の一部、 152-3	27301		34° 87′ 76″	135° 65′ 90″	2019.8.1 ~ 2019.8.5	40.9	学校校舎増築工 事に伴う試掘調 査

所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
ひろせいせき 広瀬遺跡 (HS19-1 善法寺)	集落	平安中世	なし ピット・溝	黒色土器 土師器・瓦器	なし
ほうぞうちがい 包蔵地外 (SIT19-1)	_	平安	なし	土師器・須恵器・黒色土器	なし

島本町文化財調査報告書 第36集

発 行

島本町教育委員会 〒618-8570 大阪府三島郡島本町桜井二丁目1番1号 IEL 075-961-5151

発行日 令和2年3月31日 印刷

三星商事印刷株式会社 〒604-093 京都市中京区新町通竹屋町下ル弁財天町300 EL 075-256-0961

図 版

図版一

広瀬地区



調査地全景(西から)



G1遺構面精査状況(南東から)



G1全景(東から)



G1近景(東から)



G 1 南壁



G 1 西壁



G 2 南壁



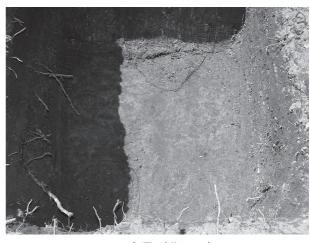
G2近景(南東から)



G3近景(南から)



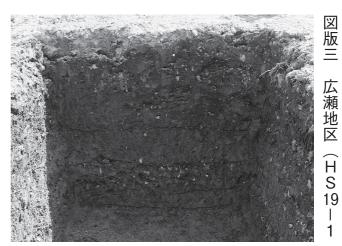
G2全景(北から)



G3全景(北から)



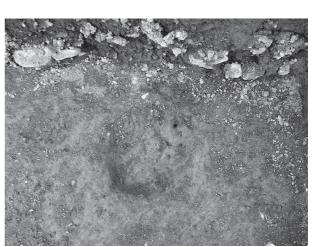
G 3 西壁



G 4 南壁



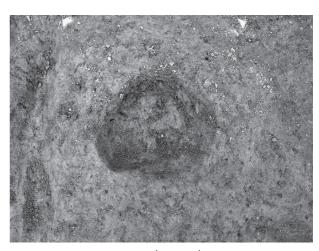
G4近景(北から)



P 2 (西から)



G 4全景(北から)



P3 (西から)



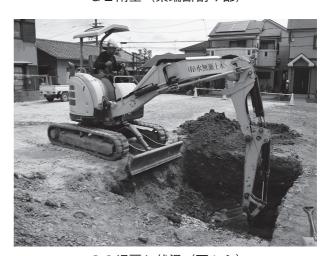
P3・5、SD7 (南から)



G2南壁(東端断割り部)



P5 (西から)



G2埋戻し状況(西から)



調査地埋戻し完了状況(西から)



調査地全景(北から)



G1機械掘削状況(西から)



G2近景(東から)



G 1 埋設管検出状況(南から)



G2全景(南から)

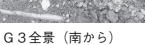




G3近景(西から)

G4近景(南から)







G 4 北壁



G3全景(西から)



G5近景(東から)



G5全景(南から)



G6近景(南から)



G5北壁



G6全景(南から)



G5全景(西から)



G7近景(南から)

調査地埋戻し完了状況(北から)